

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)									
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設							
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省							
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局								
	<input type="checkbox"/> その他	名称								
件名	6 生活保護受給世帯の冷房器具の購入費支給対象世帯の拡大について									
提案市	長野市									
要旨 提案	生活保護受給世帯のうちで、平成30年3月31日以前から受給している対象者に対しても冷房器具購入費用の支給拡大を要望する。									
提案理由	<p>平成30年6月27日の厚生労働省社会・援護局長による「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について(通知)により、平成30年4月1日以降で、生活保護開始時や転居の場合等で被保護世帯に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合で冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認める場合は、暖房器具に加え冷房器具の購入に必要な費用の支給について認められることになった。</p> <p>これに加えて、特に高齢者世帯等の熱中症による健康被害の予防、猛暑対策及び生活保護受給者の負担軽減の観点から、平成30年3月31日以前から既に生活保護受給中で冷房器具がない世帯へも支給対象の拡大を要望する。</p>									
現況及び課題等	1 現況 ○支給対象要件：平成30年4月1日以降で新規で保護開始となる世帯、長期入院・入所後に新たに単身で居住を始める世帯、転居等で設備の相異により冷房器具がない世帯等									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>居宅世帯</th> <th>冷房器具保有世帯</th> <th>冷房器具未保有世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>現況</th> <td>154</td> <td>138</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>				居宅世帯	冷房器具保有世帯	冷房器具未保有世帯	現況	154	138
	居宅世帯	冷房器具保有世帯	冷房器具未保有世帯							
現況	154	138	16							
現況及び課題等	2 要望 ○支給対象要件：平成30年3月31日以前から既に生活保護を受給していて冷房器具のない世帯									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>居宅世帯</th> <th>冷房器具保有世帯</th> <th>対象世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>要望</th> <td>2,193</td> <td>1,020</td> <td>1,173</td> </tr> </tbody> </table>				居宅世帯	冷房器具保有世帯	対象世帯	要望	2,193	1,020
	居宅世帯	冷房器具保有世帯	対象世帯							
要望	2,193	1,020	1,173							
関係法令	「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の一部改正について									